

**事業報告書**  
(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称

医療法人伯鳳会

- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )  
 ②  社会医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他  
 ③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地

兵庫県赤穂市惣門町 52 番地の 6

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日

昭和 45 年 3 月 30 日

(4) 設立登記年月日

昭和 45 年 4 月 11 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長		
理 事		
同		
同		
同		
同		
同		
監 事		
同		
評 議 員		
同		
同		

- 注) 1. 社会医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。  
 2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)  
 3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4参照)

## 2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	赤徳中央病院	兵庫県赤穂市惣門町 52 番地の 6	一般病床 862 床
	赤徳はくほう会病院	兵庫県赤穂市加里屋字新町 99 番地	療養病床 142 床
	明石リハビリテーション病院	兵庫県明石市二見町西二見 685 番 3	[医療保険 142 床]
	東京曳舟病院	東京都墨田区東向島二丁目 27 番 1 号	[介護保険 床]
	はくほう会セントラル病院	兵庫県尼崎市東園田町四丁目 23 番地の 1	精神病床 床
	大阪中央病院	大阪府大阪市北区梅田三丁目 3 番 30 号	感染症病床 床
			結核病床 床
診療所	イオン診療所	兵庫県赤穂市中広字別所 55 番 3	一般病床 床
	大阪陽子線クリニック	大阪府大阪市此花区春日出中一丁目 27 番 9 号	療養病床 床
			[医療保険 床]
			[介護保険 床]
介護老人 保健施設	伯鳳会プラザ	兵庫県赤穂市片浜町 232	入所定員 395 名
	かみかわ	兵庫県神崎郡神河町栗賀町 422 番地	通所定員 143 名
	ベレーール向島	東京都墨田区東向島二丁目 36 番 11 号	
	はくほう	兵庫県尼崎市若王寺三丁目 13 番 20 号	
介護医療院			入所定員 名

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[ ]書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

4. 介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
伯鳳会訪問看護ステーション	兵庫県赤穂市加里屋字岩 290-27	
伯鳳会在宅ケアセンター	兵庫県赤穂市加里屋字岩 290-27	
デイサービスセンターいきしま	兵庫県赤穂市坂越 2351 番地の 6	
居宅介護支援事業所いきしま	兵庫県赤穂市坂越 2351 番地の 6	
はくほう会デイサービスセンター	兵庫県赤穂市加里屋字岩 290-28	
居宅介護支援事業所はくほう	兵庫県赤穂市加里屋字岩 290-28	
はくほう会医療専門学校赤徳校(理学療法学科・作業療法学科)	兵庫県赤穂市元町 5-9	
生活習慣病管理センター	兵庫県赤穂市加里屋字新町 99 番地	
小規模多機能型居宅介護事業所塩屋の家	兵庫県赤穂市片浜町 232-2	
デイサービスセンター惣門の家	兵庫県赤穂市惣門町 24 番地	
認知症対応型老人共同生活援助事業所坂越の家	兵庫県赤穂市坂越 1737 番地	
ホームヘルパー養成研修事業(赤徳中央病院)	兵庫県赤穂市惣門町 52 番地の 6	
サービス付き高齢者向け住宅二見の家	兵庫県明石市二見町西二見駅前 2 丁目 56	
居宅介護支援事業所二見の家	兵庫県明石市二見町西二見駅前 2 丁目 56	
デイサービスセンター二見の家	兵庫県明石市二見町西二見駅前 2 丁目 56	
ホームヘルプステーション二見の家	兵庫県明石市二見町西二見駅前 2 丁目 56	
生活介護事業所はくほう	兵庫県赤穂市惣門町 52 番地の 6	
放課後等デイサービスセンターはくほう	兵庫県赤穂市加里屋字新町 98-14	
訪問看護ステーションしらひげ	東京都墨田区東向島二丁目 36 番 11 号	
わかくさクラブ (認知症対応型通所介護)	東京都墨田区東向島二丁目 36 番 11 号	
むこうじまケアプランセンター	東京都墨田区東向島二丁目 36 番 11 号	
はくほう会医療専門学校明石校(看護学科)	兵庫県明石市魚住町錦が丘四丁目 12 番 11	
就労継続支援 A 型施設はくほう	兵庫県赤穂市片浜町 228 番地	
サービス付き高齢者向け住宅藤の家	兵庫県明石市二見町西二見字中池ノ下 653 番 3	

デイサービスセンター藤の家 居宅介護支援事業所藤の家 ライフサポートナース向島 (看護小規模多機能型居宅介護)	兵庫県明石市二見町西二見字中池ノ下 653 番 3 兵庫県明石市二見町西二見字中池ノ下 653 番 3 東京都墨田区東向島二丁目 36 番 11 号	
在宅介護支援センターいきしま 【赤穂市から委託を受けて管理】 在宅介護支援センターはくほう 【赤穂市から委託を受けて管理】 むこうじま地域包括支援センター 【墨田区から委託を受けて管理】 むこうじま高齢者みまもり相談室 【墨田区から委託を受けて管理】	兵庫県赤穂市坂越 2351 番地の 6  兵庫県赤穂市加里屋字岩 290-28  東京都墨田区東向島二丁目 36 番 11 号  東京都墨田区東向島二丁目 36 番 11 号	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務 (社会医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

	会議名	議決又は同意事項
令和 3 年 4 月 5 日	定款の変更	
令和 3 年 5 月 22 日	理事の選任の承認	
令和 3 年 6 月 18 日	令和 2 年度事業報告	
令和 3 年 6 月 22 日	銀行新規借入の件	
令和 3 年 7 月 13 日	担保提供の件	
令和 3 年 8 月 31 日	役員選任の件	
令和 4 年 1 月 11 日	定款の変更	
令和 4 年 3 月 15 日	理事の選任、辞任の承認	、銀行新規借入の件
令和 4 年 3 月 26 日	令和 4 年度の事業計画及び収支予算の決定	

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域

における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。  
なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

令和 3 年 7 月 1 日 介護老人保健施設はくほう（新築移転）

令和 年 月 日

令和 年 月 日

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

令和 年 月 日 （指定内容）

令和 年 月 日

令和 年 月 日

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) そ の 他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)